

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るとは、翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
診療所を廃止した旨の届出
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 地籍調査の成果の認証
- 森林所有者が知れず、又は不明なもの
解除予定の保安林
- 入会林野整備計画の認可
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- ◇人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十三号

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県輸出振興資金貸付規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年 九月十二日	谷口 病院	倉吉市上井町 一ノ十三	皮膚科、泌尿器科	谷口 充

鳥取県告示第五百九十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井町一ノ十三	皮膚科、泌尿器科	昭和四十四年九月十一日	

鳥取県告示第五百九十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四四九号	高 木 雅 矩	昭和四十四年九月二十日

鳥取県告示第六百号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に

より、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十四年九月十一日	谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井町一ノ三

鳥取県告示第六百一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年九月十二日	谷 口 病 院	倉吉市上井町一ノ三	谷 口 充

鳥取県告示第六百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体	調査年度	調査地域	認証事業量
米子市	昭和三十九年度	安倍及び彦名の一部	九〇・二四 _{ha}
"	昭和三十九年度及び昭和四十年年度	東福原及び西福原の一部	一四三・九三

鳥取県告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を日南町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所

分明である最後の森林所有者

郡	町	大字	字	地番	住 所	氏 名
日野	日南	折渡	鏡淵山	一一〇三	日野郡日南町折渡	田辺菊五郎
"	"	"	下阿毘緑山	一八〇六の二三	"	"
"	"	"	野コロ田	二一五七	毘緑	下阿 段塚 富雄
"	"	"	右草山	の一	"	"
"	"	"	釜ヶ塚	一五八五	岸	岸 亮
"	"	"	福寿実	ウ子横手 六八四	福寿	福寿 山浦 吉平
"	"	"	道下夕	"	"	荒砂菊太郎 坪倉弥太郎

鳥取県告示第六百四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字新田西屋敷通下二三二二
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

"	"	菅沢	御崎谷	一四三九の二	米子市角盤町一丁目五七	宮本次三郎
"	"	"	秋原山	五五六の八	"	"
"	"	"	"	五五六の九	加茂町一丁目一二	栃木 祥三
"	"	萩原	大ズリ	七九八の一	"	"
"	"	"	"	七九八の三	中町一四	山本 真由
"	"	上萩山	滑鉄山	一七四九の一九	千葉県松戸市常盤平二丁目二四の一	桂本 哲

第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

排水路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六号

岩美郡国府町高岡入会林野整備組合代表者国府町高岡六五五番地岡垣憲明から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号) 第十一条第一項の規定により昭和四十四年十月三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七号

昭和四十四年六月五日付けて江北土地改良区から申請のあつた土地改良

(江北地区は場整備) 事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字江北七九八ノ四 江北土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八号

湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(山湯山地区農道整備) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十月二日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

県税事務所

所長 総務課長

を

県税事務所

所長 次長

総務課長

に、

職業訓練所

所長 次長

を

専修職
練校

業訓

校長 次長

に改め、同表の教育委員会の事務部局等

の教育機関の項中

科学博物館

館長 庶務係長

を

科学博

物館

館長 館長補佐

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。